

[事案 2022-111] 新契約取消請求

・令和5年2月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の上司の説明により確定申告が不要であると誤信したこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月に契約し、同年5月に解約した外貨建終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1) 配当金を受領した場合の確定申告の要否を尋ねたところ、募集人の上司は「配当金を受け取っている人でも何人も申告をしていない人がいる」などと説明したことから、確定申告が不要であると信じた。
- (2) 為替動向やアメリカの金融政策を勘案して一時払保険料の支払いをしたいと考えていたため、令和4年1月に募集人から支払いを勧められたときは断ったが、同日に募集人の上司から、保険契約の利率の見直しが行われること、申込書類の有効期限が切れたら作成し直さなければならないこと、今日が自分にとって良いタイミングであるなどと言われ、一時払保険料の支払いを強く勧められた。工作中に、個人の携帯電話に架電して入金を強く勧める行為は、合法の範囲を逸脱している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から、配当金を受け取った場合に税務署への申告が必要か否かの質問を受けたため、募集人の上司は、税金の話は詳しく申し上げることはできないと断った上で、パンフレットの税務に関する記載部分を説明し、申告が必要であることを説明した。また、申立人から、実際にみんな申告しているのかと質問を受けたことから、一般論として中には申告が必要なことを認識していないお客様がいるかもしれないし、税務署も1人1人調べることまではしていないかもしれないと回答した。
- (2) 募集人の上司は、申込書の有効期限や積立利率の改定が近付いていることから、一時払保険料の入金のタイミングとしては良いのではないかと伝えた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が確定申告が不要だと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。